

旭川医科大学事務局事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 吉田 晃 敏

旭川医科大学事務局事務分掌規程の一部を改正する規程

旭川医科大学事務局事務分掌規程（平成16年旭医大達第24号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改 正 後	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、旭川医科大学事務局組織規程（平成16年旭医大達第23号）第<u>13</u>条第2項の規定に基づき、旭川医科大学事務局各課に置かれる係の事務分掌を定める。</p> <p>(総務課)</p> <p>第2条 総務課にその事務を分掌させるため、次の<u>6</u>係を置く。</p> <p>(1) 総務係</p> <p>(2) 文書法規係</p> <p>(3) 臨床研修係</p> <p>(4) 一般教育事務係</p> <p>(5) <u>広報基金係</u></p> <p>(6) 機能強化推進係</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、旭川医科大学事務局組織規程（平成16年旭医大達第23号）第<u>11</u>条第2項の規定に基づき、旭川医科大学事務局各課に置かれる係の事務分掌を定める。</p> <p>(総務課)</p> <p>第2条 総務課にその事務を分掌させるため、次の<u>10</u>係を置く。</p> <p>(1) 総務係</p> <p>(2) 文書法規係</p> <p>(3) 臨床研修係</p> <p>(4) 一般教育事務係</p> <p>(5) <u>基金事務係</u></p> <p>(6) 機能強化推進係</p> <p>(7) <u>人事第一係</u></p> <p>(8) <u>人事第二係</u></p> <p>(9) <u>労務管理係</u></p>

(削除)

第3条 総務係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 大学の事務についての総括及び連絡調整に関すること。
- (2) 儀式その他諸行事に関すること。
- (3) 学長選考会議、役員会、経営協議会、教育研究評議会、教授会その他の会議に関すること（他の課及び係の所掌に属するものを除く。）。

(削除)

- (4) 事務組織の改善及び合理化に関すること。
- (5) 会議室の使用に関すること。
- (6) 渉外に関すること。
- (7) 学内の警備取締りに関すること。
- (8) 学内駐車場の運用に関すること。
- (9) 危機管理に関すること。
- (10) 防災に関すること。
- (11) 解剖体の受入事務に関すること。
- (12) 学術団体等との連絡に関すること。
- (13) 放射性同位元素等の取扱いに関すること。
- (14) 掲示に関すること。
- (15) その他総務課所掌事務のうち、他の係の所掌に属しない事務に関すること。

第4条 文書法規係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 規則（学則を含む。）その他諸規程の制定及び改廃に関すること。
- (2) 公印の管守に関すること。
- (3) 情報公開に関すること。

(10) 給与共済係

第3条 総務係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 大学の事務についての総括及び連絡調整に関すること。
- (2) 儀式その他諸行事に関すること。
- (3) 学長選考会議、役員会、経営協議会、教育研究評議会、教授会その他の会議に関すること（他の課及び係の所掌に属するものを除く。）。

(4) 大学の管理運営、組織改革等についての企画、立案及び調査に関すること。

- (5) 事務組織の改善及び合理化に関すること。
- (6) 会議室の使用に関すること。
- (7) 渉外に関すること。
- (8) 学内の警備取締りに関すること。
- (9) 学内駐車場の運用に関すること。
- (10) 危機管理に関すること。
- (11) 防災に関すること。
- (12) 解剖体の受入事務に関すること。
- (13) 学術団体等との連絡に関すること。
- (14) 放射性同位元素等の取扱いに関すること。
- (15) 掲示に関すること。
- (16) その他総務課所掌事務のうち、他の係の所掌に属しない事務に関すること。

第4条 文書法規係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 規則（学則を含む。）その他諸規程の制定及び改廃に関すること。
- (2) 公印の管守に関すること。
- (3) 情報公開に関すること。

- (4) 個人情報に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。
- (5) 訟務に関すること。
- (6) 法人書類の発受及び審査に関すること。

第5条 臨床研修係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 研修医及び卒後臨床研修プログラムに関すること。
- (2) 卒後臨床研修関係の各種申請等の事務に関すること。
- (3) 研修管理委員会に関すること。
- (4) 卒後臨床研修センターに関すること。
- (5) 専門医育成・管理センターに関すること。

(6) 研修医に係る第10条第1号及び第4号から第7号までに掲げる事務を処理すること。（新設）

(7) その他卒後臨床研修に関すること。

第6条 一般教育事務係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 一般教育に所属する教員に関すること（他の課及び係の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 一般教育に係る文書の収受に関すること。
- (3) その他一般教育の事務に関すること（他の課及び係の所掌に属するものを除く。）。

第7条 広報基金係においては、次の事務をつかさどる。

(1) 大学の広報活動に関すること（他の課及び係の所掌に属するものを除く。）。（新設）

(2) 旭川医科大学基金に関すること。
(削除)

第8条 機能強化推進係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 機能強化経費の事務に関すること（他の課及び係の所掌に属するものは除く。）。
- (2) その他機能強化の推進に関すること。

- (4) 個人情報に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。
- (5) 訟務に関すること。
- (6) 法人書類の発受及び審査に関すること。

第5条 臨床研修係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 研修医及び卒後臨床研修プログラムに関すること。
- (2) 卒後臨床研修関係の各種申請等の事務に関すること。
- (3) 研修管理委員会に関すること。
- (4) 卒後臨床研修センターに関すること。
- (5) 専門医育成・管理センターに関すること。

(6) その他卒後臨床研修に関すること。

第6条 一般教育事務係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 一般教育に所属する教員に関すること（他の課及び係の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 一般教育に係る文書の収受に関すること。
- (3) その他一般教育の事務に関すること。

第7条 基金事務係においては、次の事務をつかさどる。

(1) 本学基金の事務に関すること。

(2) その他本学基金に関すること。

第8条 機能強化推進係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 機能強化経費の事務に関すること（他の課及び係の所掌に属するものは除く。）。
- (2) その他機能強化の推進に関すること。

(人事課) (新設)

第9条 人事課にその事務を分掌させるため、次の4係を置く。

- (1) 人事第一係
- (2) 人事第二係
- (3) 労務管理係
- (4) 給与共済係

第10条 人事第一係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 職員の任免に関する事（他の係の所掌に属するものを除く。次号から第8号までにおいて同じ。）。
- (2) 職員の定数の管理及び運用に関する事。
- (3) 勤務評定に関する事。
- (4) 人事記録に関する事。
- (5) 給与及び諸手当の決定に関する事。
- (6) 職員の災害補償に関する事。
- (7) 退職手当に関する事。
- (8) 共済組合の長期給付に関する事。
- (9) 出張に関する事。
- (10) 職員の海外渡航に関する事。
- (11) 職員の研修に関する事。
- (12) 第1号から第5号に掲げる事務の取りまとめに関する事。
- (13) その他採用に関する事。

第11条 人事第二係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 教員に係る前条第1号から第8号までに掲げる事務を処理すること。
- (2) 前条第5号から第8号までに掲げる事務の取りまとめに関する事。
- (3) その他給与に関する事。

第9条 人事第一係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 職員の任免に関する事（他の係の所掌に属するものを除く。次号から第8号までにおいて同じ。）。
- (2) 職員の定数の管理及び運用に関する事。
- (3) 勤務評定に関する事。
- (4) 人事記録に関する事。
- (5) 給与及び諸手当の決定に関する事。
- (6) 職員の災害補償に関する事。
- (7) 退職手当に関する事。
- (8) 共済組合の長期給付に関する事。
- (9) 出張に関する事。
- (10) 職員の海外渡航に関する事。
- (11) 職員の研修に関する事。
- (12) 第1号から第5号に掲げる事務の取りまとめに関する事。
- (13) その他採用に関する事。

第10条 人事第二係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 教員に係る前条第1号から第8号までに掲げる事務を処理すること。
- (2) 前条第5号から第8号までに掲げる事務の取りまとめに関する事。
- (3) その他給与に関する事。

第12条 労務管理係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 職員の服務に関する事。
- (2) 職員の労働時間及び休暇に関する事。
- (3) 職員の兼業に関する事。
- (4) 職員の福利厚生に関する事。
- (5) 職員の健康管理に関する事。
- (6) 栄典及び表彰に関する事。
- (7) 職員の懲戒に関する事。
- (8) 宿日直に関する事。
- (9) 医員に係る第10条第1号及び第4号から第7号までに掲げる事務を処理する事。
- (10) 医師派遣室に関する事。
- (11) 安全衛生委員会に関する事。
- (12) その他労務管理に関する事。

第13条 給与共済係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 給与関係予算の経理に関する事。
 - (2) 給与及び諸手当の支給に関する事。
 - (3) 所得税等の徴収に関する事。
 - (4) 共済組合、社会保険及び雇用保険に関する事。
- (企画評価課)

第14条 企画評価課にその事務を分掌させるため、次の2係を置く。

- (1) 企画係
(削除)
- (2) 点検評価係

第15条 企画係においては、次の事務をつかさどる。

第11条 労務管理係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 職員の服務に関する事。
- (2) 職員の労働時間及び休暇に関する事。
- (3) 職員の兼業に関する事。
- (4) 職員の福利厚生に関する事。
- (5) 職員の健康管理に関する事。
- (6) 栄典及び表彰に関する事。
- (7) 職員の懲戒に関する事。
- (8) 宿日直に関する事。
- (9) 医員及び研修医に係る第8条第1号及び第4号から第7号までに掲げる事務を処理する事。
- (10) 医師派遣室に関する事。
- (11) 安全衛生委員会に関する事。
- (12) その他労務管理に関する事。

第12条 給与共済係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 給与関係予算の経理に関する事。
 - (2) 給与及び諸手当の支給に関する事。
 - (3) 所得税等の徴収に関する事。
 - (4) 共済組合、社会保険及び雇用保険に関する事。
- (企画広報評価課)

第13条 企画広報評価課にその事務を分掌させるため、次の3係を置く。

- (1) 企画係
- (2) 調査広報係
- (3) 点検評価係

第14条 企画係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 企画評価課の所掌事務についての総括及び連絡調整に関する
こと。
- (2) 大学運営に係る施策に関する総合的な調整に関する
こと。
- (3) 中期目標・中期計画及び年度計画に関する
こと。
- (4) 調査統計その他諸報告に関する
こと。
- (5) インスティテューショナル・リサーチ室に関する
こと。 (新設)

(削除)

第16条 点検評価係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 大学の教育研究活動等の点検及び評価に関する
こと。
- (2) 教員の評価に関する
こと。
- (3) 法人評価、認証評価その他外部評価に関する
こと。

(削除)

- (4) 大学ポートレートに関する
こと。

(研究支援課)

第17条 研究支援課にその事務を分掌させるため、次の3係を置く。

- (1) 研究企画係
- (2) 研究協力係
- (3) 社会連携係

第18条 研究企画係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 研究支援課の所掌事務についての総括及び連絡調整に関する
こと。
- (2) 研究支援の企画立案に関する
こと。
- (3) 治験に関する
こと。

- (1) 企画広報評価課の所掌事務についての総括及び連絡調整に関する
こと。
- (2) 大学運営に係る施策に関する総合的な調整に関する
こと。
- (3) 中期目標・中期計画及び年度計画に関する
こと。
- (4) 国立大学法人評価委員会による評価に関する
こと。

第15条 調査広報係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 大学の広報活動に関する
こと。
- (2) 調査統計その他諸報告に関する
こと。
- (3) IRに関する
こと。

第16条 点検評価係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 大学の教育研究活動等の点検及び評価に関する
こと。
- (2) 教員の評価に関する
こと。
- (3) 認証評価機関による評価に関する
こと。

- (4) 大学情報（年報、データベース等）に関する
こと。

- (5) 大学ポートレートに関する
こと。

(研究支援課)

第17条 研究支援課にその事務を分掌させるため、次の3係を置く。

- (1) 研究企画係
- (2) 研究協力係
- (3) 社会連携係

第18条 研究企画係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 研究支援課の所掌事務についての総括及び連絡調整に関する
こと。
- (2) 研究支援の企画立案に関する
こと。
- (3) 治験に関する
こと。

(4) 公的研究費の管理・監査体制に関すること。

第19条 研究協力係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 研究戦略に関すること。
- (2) 研究情報の公開・活用に関すること。
- (3) 学術奨励，研究助成等に関すること。
- (4) 科学研究費補助金等の申請及び報告に関すること。
- (5) 国際交流に関すること。
- (6) 寄附講座に関すること。
- (7) 中央研究組織に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。
- (8) その他研究協力に関すること。

第20条 社会連携係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 民間機関等との共同研究及び受託研究の受入れ等に関すること。
- (2) 知的財産に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 利益相反に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。
- (4) 地域住民等の生涯学習に関すること。
- (5) 国際連携及び地域連携に関すること。
- (6) その他産学連携に関すること。

（会計課）

第21条 会計課にその事務を分掌させるため、次の9係を置く。

- (1) 会計総務係
- (2) 財務企画係
- (3) 財務決算係

（削除）

(4) 出納係

(4) 公的研究費の管理・監査体制に関すること。

第19条 研究協力係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 研究戦略に関すること。
- (2) 研究情報の公開・活用に関すること。
- (3) 学術奨励，研究助成等に関すること。
- (4) 科学研究費補助金等の申請及び報告に関すること。
- (5) 国際交流に関すること。
- (6) 寄附講座に関すること。
- (7) 中央研究組織に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。
- (8) その他研究協力に関すること。

第20条 社会連携係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 民間機関等との共同研究及び受託研究の受入れ等に関すること。
- (2) 知的財産に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 利益相反に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。
- (4) 地域住民等の生涯学習に関すること。
- (5) 国際連携及び地域連携に関すること。
- (6) その他産学連携に関すること。

（会計課）

第21条 会計課にその事務を分掌させるため、次の10係を置く。

- (1) 会計総務係
- (2) 財務企画係
- (3) 財務決算係

(4) 経理係

(5) 出納係

- (5) 調達係
- (6) 契約第一係
- (7) 契約第二係
- (8) 医療材料係
- (9) 医薬品係

第22条 会計総務係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 会計課の所掌事務についての総括及び連絡調整に関する事。
- (2) 会計に係る諸規程に関する事。
- (3) 会計事務組織の任免に関する事。
- (4) 会計事務組織の公印の管守に関する事。
- (5) 寄附金の受入れに関する事。
- (6) 会計の内部監査及び外部監査に関する事（監査室の所掌に属する事務を除く。）。
- (7) 入札者の参加資格に関する事（工事に関する事を除く。）。
- (8) 旅費及び謝金の支給に関する事。（新設）
- (9) 謝金の所得税等に関する事。（新設）
- (10) その他会計課所掌事務のうち、他の係の所掌に属しない事務に関する事。

第23条 財務企画係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 予算（運営費交付金等）に関する事。
- (2) 学内配当に関する事。
- (3) 法人の経営分析に関する事。
- (4) 概算要求に関する事。
- (5) 資金の運用に関する事。
- (6) その他予算に関する事。

第24条 財務決算係においては、次の事務をつかさどる。

- (6) 調達係
- (7) 契約第一係
- (8) 契約第二係
- (9) 医療材料係
- (10) 医薬品係

第22条 会計総務係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 会計課の所掌事務についての総括及び連絡調整に関する事。
- (2) 会計に係る諸規程に関する事。
- (3) 会計事務組織の任免に関する事。
- (4) 会計事務組織の公印の管守に関する事。
- (5) 寄附金の受入れに関する事。
- (6) 会計の内部監査及び外部監査に関する事（監査室の所掌に属する事務を除く。）。
- (7) 入札者の参加資格に関する事（工事に関する事を除く。）。
- (8) その他会計課所掌事務のうち、他の係の所掌に属しない事務に関する事。

第23条 財務企画係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 予算（運営費交付金等）に関する事。
- (2) 学内配当に関する事。
- (3) 法人の経営分析に関する事。
- (4) 概算要求に関する事。
- (5) 資金の運用に関する事。
- (6) その他予算に関する事。

第24条 財務決算係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 月次決算，年次決算に関すること。
- (2) 財務諸表に関すること。
- (3) 決算に係る各種報告に関すること。
- (4) 資産（知的財産権を含む。）の管理に関すること。
- (5) 法人の税務申告に関すること。
- (6) その他決算に関すること。

(削除)

第 25 条～第 64 条

附 則

この規程は，令和元年8月7日から施行し，改正後の旭川医科大学事務局事務分掌規程は，平成31年4月1日から適用する。

【改正理由】

平成31年4月1日付けの事務局組織の改組に伴い，所要の改正を行うとともに規定の整備を図るものである。

- (1) 月次決算，年次決算に関すること。
- (2) 財務諸表に関すること。
- (3) 決算に係る各種報告に関すること。
- (4) 資産（知的財産権を含む。）の管理に関すること。
- (5) 法人の税務申告に関すること。
- (6) その他決算に関すること。

第25条 経理係においては，次の事務をつかさどる。

- (1) 旅費及び謝金の支給に関すること。
- (2) 謝金の所得税等に関すること。
- (3) その他旅費及び謝金に関すること。

第26条～第65条